附属書Ⅰ

二千二十七年四月一日	〇・五三パーセント	十四・二〇パーセント
二千二十七年十月一日	〇・五六パーセント	十四・二〇パーセント
二千二十八年四月一日	〇・五九パーセント	十四・二〇パーセント
二千二十八年十月一日	〇・六二パーセント	十四・五〇パーセント
二千二十九年四月一日	〇・六五パーセント	十四・五〇パーセント
二千二十九年十月一日	〇・六八パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十年四月一日	〇・七一パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十年十月一日	〇・七五パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十一年四月一日	〇・七九パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十一年十月一日	〇・八三パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十二年四月一日	〇・八七パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十二年十月一日	〇・九一パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十三年四月一日	〇・九六パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十三年十月一日	一・〇〇パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十四年四月一日	一・〇五パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十四年十月一日	一・一一パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十五年四月一日	一・一六パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十五年十月一日	一・二二パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十六年四月一日	一・二八パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十六年十月一日	一・三四パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十七年四月一日	一・四一パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十七年十月一日	一・四八パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十八年四月一日	一・五六パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十八年十月一日	一・六三パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十九年四月一日	一・七二パーセント	十四・五〇パーセント
二千三十九年十月一日	一・八〇パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十年四月一日	一・八九パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十年十月一日	二・〇八パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十一年四月一日	二・一九パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十一年十月一日	二・三〇パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十二年四月一日	二・四一パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十二年十月一日	二・五三パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十三年四月一日	二・六六パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十三年十月一日	二・七九パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十四年四月一日	二・九三パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十四年十月一日	三・〇八パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十五年四月一日	三・二三パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十五年十月一日	三・四〇パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十六年四月一日	三・五七パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十六年十月一日	三・七四パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十七年四月一日	三・九三パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十七年十月一日	四・一三パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十八年四月一日	四・三三パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十八年十月一日	四・五五パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十九年四月一日	四・七八パーセント	十四・五〇パーセント
二千四十九年十月一日	五・〇二パーセント	十四・五〇パーセント
二千五十年四月一日	五・二六パーセント	十四・五〇パーセント

附属書Ⅱ

二千十二年九月三十日	十四・二〇パーセント	十四・二〇パーセント
二千十三年九月三十日	十四・二〇パーセント	十四・二〇パーセント

二千十四年九月三十日	十四・二〇パーセント	十四・二〇パーセント
二千十五年九月三十日	十四・二〇パーセント	十四・二〇パーセント
二千十六年九月三十日	十四・二〇パーセント	十四・二〇パーセント
二千十七年九月三十日	十四・五〇パーセント	十四・五〇パーセント
二千十八年九月三十日	十四・五〇パーセント	十四・五〇パーセント

附属書Ⅲ

二千十年三月三十一日	二・四〇パーセント	三・八〇パーセント
二千十年九月三十日	三・八〇パーセント	六・〇〇パーセント
二千十一年三月三十一日	三・八〇パーセント	六・〇〇パーセント
二千十一年九月三十日	三・八〇パーセント	六・〇〇パーセント
二千十二年三月三十一日	三・八〇パーセント	六・〇〇パーセント
二千十二年九月三十日	六・〇〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十三年三月三十一日	六・〇〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十三年九月三十日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十四年三月三十一日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十四年九月三十日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十五年三月三十一日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十五年九月三十日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十六年三月三十一日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十六年九月三十日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント
二千十七年三月三十一日	八・八〇パーセント	八・八〇パーセント

（コートジボワール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をコートジボワール共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十六日にアビジャンで

コートジボワール共和国
経済・財務大臣　シャルル・コフィ・ディビ

コートジボワール共和国駐在
日本国特命全権大使　岡村善文閣下

○財務省告示第百四十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年四月八日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第一回	四十四億六千二百八十五万円	四十四億五百七十二万五千五百二十円
〃	第二回	九十一億八十九万円	八十九億五千三百八十一万九千七百八十八円
〃	第三回	三十八億五千六百四十八万円	三十七億七千六百二十六万五千二百十六円